

大月市空き家バンク制度 物件登録のご案内



空き家の有効活用のお手伝いをします

【大月市空き家バンク制度】

市内の空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等からの申込みを受けた情報を公開し、市内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望し登録する者に対し、紹介する制度です。

なお、市は売買又は賃貸の仲介は行っていません。所有者等と利用登録者との間の交渉・仲介については、大月市と業務協定を結んでいる公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会に依頼することができます。

～物件登録の流れ～

1 空き家バンクへの登録の申込み

売却、賃貸物件の提供を希望される方は、以下の書類をご用意ください。
※様式は市ホームページからダウンロードできます。

- ①空き家バンク登録申込書
- ②空き家バンク登録カード
- ③建物の間取図
- ④建物の場所がわかる地図
- ⑤土地及び建物の全部事項証明書
(※お住まい近くの法務局において、有料で取得できます。)
- ⑥身分を証明できるものの写し(運転免許証等)
- ⑦同意書、委任状等(土地と建物の所有者が違う場合、共有名義の場合等)



書類審査

申込書の提出後、書類の審査を行います。この間に、不明な点があれば、担当者から申請者にご連絡することがあります。

2 現地調査

書類審査の結果、適当と認められた後、市の担当者と公益社団法人宅地建物取引業協会の担当者と所有者の3者立会いの下、現地において調査を行います。



3 空き家バンクへの登録及び市ホームページへの公開

書類審査及び現地調査後、空き家バンクへの登録の可否を通知します。登録が完了したところで、市のホームページに物件情報を公開します。



4 物件の交渉

市ホームページに物件情報公開後、利用希望者から交渉の申し込みがあった場合、交渉が始まります。なお、市は売買又は賃貸の仲介は行っていません。交渉・仲介については、大月市と業務協定を結んでいる公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会に依頼することができます。



～ 大月市空き家バンクへの物件登録のご相談の際は、
以下の点をご確認ください ～

留意事項

- ①空き家バンクへ物件の登録申請をすることができる方は、空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者です。
なお、所有者が明らかではない場合は、空き家バンク制度への登録は出来ません。
（例）建物の登記簿に記載されている所有者
- ②空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者が、登記簿上共有名義の場合や、土地と建物の名義が同一の方ではない場合、空き家バンク登録申請の際には、関係者から同意書等を提出していただく必要があります。
- ③市税等に滞納がある場合は、空き家バンク制度をご利用できません。

※この他にも様々な状況があると思われるので、お気軽にご相談ください。

売買の成約に至った場合、物件登録者に
3万円交付します。

大月市空き家バンク登録促進報奨金制度を始めました。

【事業期間】 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで



■■■お問い合わせ■■■

大月市役所 総務部 企画財政課
地域活性化担当

〒401-8601 山梨県大月市大月2-6-20

TEL:0554-23-5011

FAX:0554-23-1216

詳しくは…

大月市空き家バンク

検索

<http://www.city.otsuki.yamanashi.jp>

